

地域づくりネットワーク長野県協議会木曾支部規約

(目的)

第1 地域づくりネットワーク長野県協議会木曾支部（以下「支部」という。）は、地域主導の地域づくりのための活動・研修等を行う民間団体（以下「地域づくり団体」という。）への情報提供を行うとともに、地域づくり団体相互の交流を推進し、もって民間による自主的・主体的な地域づくりの取組を促進することを目的とする。

(事業)

第2 支部は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域づくり団体相互の交流及び情報交換
- (2) 地域づくり団体に対する情報提供
- (3) 地域づくり活動のレベルアップのための研修・講習の実施
- (4) その他必要な事業

(構成)

第3 支部は、町村の地域づくり団体の代表、木曾地域振興局、木曾広域連合、及び支部長が推薦する者等で構成する。

(役員)

第4 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 監事 2名

(役員を選出)

第5 役員は、支部構成員が互選する。

(役員職務)

第6 支部長は、支部を代表し、その事務を統括する。

- 2 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第7 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(支部総会)

第8 支部総会は必要に応じ、支部長が招集する。

- 2 支部総会は、加盟グループ代表者の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 支部総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画
 - (2) 予算
 - (3) その他必要な事項
- 4 支部総会の議長は支部長が行う。
- 5 支部総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(財務)

第9 支部の事業に要する費用は、地域づくりネットワーク長野県協議会からの助成金により支弁する。

2 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第10 事務局は、木曾地域振興局企画振興課に置く。

(その他)

第11 この規約の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年7月19日から施行する。

2 この規約は、平成29年4月 1日から施行する。